

津久見市教育委員会
会 議 議 案

令和 7 年 4 月 25 日

津久見市教育委員会

津久見市教育委員会議事日程

1 会 期 令和7年4月25日(金) 午後2時00分から

2 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 案

- 議案第1号 津久見市児童生徒等の定期健康診断におけるサポート医等
設置要綱の制定について …3
- 議案第2号 津久見市奨学資金基金条例の一部改正について …5
- 議案第3号 津久見市入学準備金貸付条例の廃止について …6
- 議案第4号 津久見市入学準備金貸付条例施行規則の廃止について …6
- 議案第5号 津久見市奨学資金又は入学準備金に関する要綱の一部改正
について …7
- 議案第6号 津久見市奨学資金又は入学準備金に関する事務取扱規程の
一部改正について …8-1

(3) 報 告

- ① 令和7年度津久見市立堅徳小学校運営協議会委員の任命について … 9
- ② 令和7年度津久見市立青江小学校運営協議会委員の任命について …10
- ③ 令和7年度津久見市立津久見小学校運営協議会委員の任命について …11
- ④ 令和7年度津久見市立千怒小学校運営協議会委員の任命について …12
- ⑤ 令和7年度津久見市立津久見中学校運営協議会委員の任命について …13
- ⑥ 3、4月の行事報告について …14
- ⑦ 4、5月の主な行事予定について …15

(4) その他

- ① 次回の委員会開催日程について …15
- ② 大分県市町村教育委員会連合会総会の参加について …15

(4) 閉 会

(2) 議 案

議案第 1 号 津久見市児童生徒等の定期健康診断におけるサポート医等 設置要綱の制定について

【提案理由】

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条による学校の児童生徒等の定期健康診断については、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）に基づき定期健康診断等の円滑な実施及び適正な事務処理を確保することを目的として各学校に学校医等を配置し実施している。

令和 6 年度津久見中学校については、1 名の学校医で健康診断を行ったが、医師の負担が大きく時間も要するため、津久見市医師会より学校医に加えてサポート医 1 名配置の要望があった。

そのため、設置要綱を制定し、定期健康診断の円滑な実施及び適正な事務処理を確保するもの。

津久見市児童生徒等の定期健康診断におけるサポート医等配置要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条に基づき津久見市が実施している児童生徒等の定期健康診断（以下「定期健康診断」という。）において、定期健康診断を実施する学校医又は学校歯科医（以下「学校医等」という。）の必要に応じて、サポート医又はサポート歯科医（以下「サポート医等」という。）を配置し、定期健康診断の円滑な実施及び適正な事務処理を確保することを目的とする。

（職務）

第 2 条 定期健康診断におけるサポート医等は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 定期健康診断の補助業務

(2) 定期健康診断に係る事務処理

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、定期健康診断において学校医等が必要と認めた事項

（配置対象校）

第 3 条 定期健康診断においてサポート医等を配置することができる対象校は、津久見中学校とする。

（配置の決定）

第 4 条 サポート医等の配置は、学校医、津久見市医師会事務局、教育委員会学校教育課長及び当該学校長で協議の上、決定する。

(報酬)

第5条 サポート医等の報酬は、津久見市の附属機関の委員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年津久見市条例第2号）の別表の学校医又は学校歯科医の項に定める年額報酬から、当該学校医及び津久見市医師会事務局が協議の上決定した金額を減じた額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、サポート医等の配置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第9号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）第2条第2項第7号により議決を求める。

令和7年4月25日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 2 号 津久見市奨学資金基金条例の一部改正について

【改正理由】

津久見高校に進学する者のうち、心身ともに健康、学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により入学が困難と認められる者の保護者へ入学準備金を貸し付けることにより、多くの生徒が津久見高校へ入学できるように支援することを目的として入学準備金の貸付が行われてきたが、令和 2 年度の申込者（1 名）を最後に申込者がいない状況が続いていた。

今年度から「津久見高校振興協議会」より、市内から津久見高校に進学した生徒に対し、5 万円の入学準備金を贈与することとなったため、入学準備金の貸付制度を廃止したい。

津久見市奨学資金基金条例の一部を改正する条例

津久見市奨学資金基金条例（昭和 47 年 3 月 23 日条例第 19 号）の一部をつぎのように改正する。

第 1 条中「及び津久見市入学準備金貸付条例（平成 23 年条例第 35 号）第 1 条」を削る。
第 4 条及び第 5 条中「及び入学準備金」を削る。

新旧対照表

津久見市奨学資金基金条例

新	旧
（設置の目的） 第1条 津久見市奨学資金に関する条例（昭和34年津久見市条例第28号）第1条_____ の目的達成のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき津久見市奨学資金基金（以下「基金」という。）を設置する。 （運用益金の処理） 第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金の属する会計へ繰り出し、奨学資金_____に充当する。 （処分） 第5条 市長は、奨学資金_____に充当する場合に限り基金を処分することができる。	（設置の目的） 第1条 津久見市奨学資金に関する条例（昭和34年津久見市条例第28号）第1条<u>及び津久見市入学準備金貸付条例（平成23年条例第35号）第1条</u>の目的達成のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき津久見市奨学資金基金（以下「基金」という。）を設置する。 （運用益金の処理） 第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金の属する会計へ繰り出し、奨学資金<u>及び入学準備金</u>に充当する。 （処分） 第5条 市長は、奨学資金<u>及び入学準備金</u>に充当する場合に限り基金を処分することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 19 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 7 号により議決を求める。

令和 7 年 4 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 3 号 津久見市入学準備金貸付条例の廃止について

【改正理由】 議案第 2 号と同じ

津久見市入学準備金貸付条例を廃止する条例

津久見市入学準備金貸付条例（平成 23 年 12 月 22 日条例第 35 号）は、廃止する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 19 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 7 号により議決を求める。

令和 7 年 4 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 4 号 津久見市入学準備金貸付条例施行規則の廃止について

【改正理由】 議案第 2 号と同じ

津久見市入学準備金貸付条例施行規則を廃止する規則

津久見市入学準備金貸付条例施行規則（平成 23 年 12 月 22 日規則第 30 号）は、廃止する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 19 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 7 号により議決を求める。

令和 7 年 4 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 5 号 津久見市奨学資金又は入学準備金に関する要綱の一部改正について

【改正理由】 議案第 2 号と同じ

津久見市奨学資金又は入学準備金に関する要綱の一部を改正する要綱

津久見市奨学資金又は入学準備金に関する要綱(平成 27 年 12 月 24 日告示甲第 25 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
津久見市奨学資金に関する要綱

第 1 条中「又は津久見市入学準備金貸付条例(平成 23 年津久見市条例第 35 号。以下「入学準備金条例」という。)」を削る。

第 2 条第 1 号中「者並びに入学準備金条例第 1 条に規定する」を削る。

第 3 条中「又は入学準備金条例第 1 条」を削り、同条第 1 号中「者並びに入学準備金条例第 1 条に規定する」を削る。

第 4 条中「又は入学準備金条例第 1 条」、「又は津久見市入学準備金貸付条例施行規則(平成 23 年津久見市規則第 30 号。以下「入学準備金条例施行規則」という。) 第 3 条第 1 項第 2 号」及び「又は入学準備金条例施行規則第 4 条に規定する入学準備金貸付対象者選考委員会」を削る。

新旧対照表

津久見市奨学資金又は入学準備金に関する要綱

新	旧
津久見市奨学資金_____に関する 要綱 (趣旨) 第1条 津久見市奨学資金に関する条例(昭和34 年津久見市条例第28号。以下「奨学資金条例」 という。) _____ _____の取扱いに関し、規則で定め るほか、必要な事項を定めるものとする。 (学力基準) 第2条 奨学資金条例第3条第3号又は入学準備金 条例第1条に規定する「学業優秀と認められる 者」については、次の各号の区分に応じて、公 益社団法人大分県奨学会(以下「大分県奨学会」 という。)の基準を参考にして決定する。	津久見市奨学資金又は入学準備金に関する 要綱 (趣旨) 第1条 津久見市奨学資金に関する条例(昭和34年 津久見市条例第28号。以下「奨学資金条例」と いう。)又は津久見市入学準備金貸付条例(平 成23年津久見市条例第35号。以下「入学準備金 条例」という。)の取扱いに関し、規則で定め るほか、必要な事項を定めるものとする。 (学力基準) 第2条 奨学資金条例第3条第3号又は入学準備金 条例第1条に規定する「学業優秀と認められる 者」については、次の各号の区分に応じて、公 益社団法人大分県奨学会(以下「大分県奨学会」 という。)の基準を参考にして決定する。

(1) 奨学資金条例第4条第1項第1号及び第2号中の高等専門学校で「第1学年から第3学年」に該当する_____「対象生徒」 高等学校等予約奨学生募集要項 (2) (略) (家計基準) 第3条 奨学資金条例第3条第4号_____に規定する「経済的理由により学資の支弁又は入学が困難と認められる者」については、次の各号の区分に応じて、大分県奨学会の基準を参考にして決定する。 (1) 奨学資金条例第4条第1項第1号及び第2号中の高等専門学校で「第1学年から第3学年」に該当する_____「対象生徒」 高等学校等予約奨学生募集要項 (2) (略) (人物概要) 第4条 奨学資金条例第3条第3号_____に規定する「人物優秀と認められる者」については、津久見市奨学資金に関する条例施行規則（昭和34年津久見市規則第17号。以下「奨学資金条例施行規則」という。）第3条第1項第2号_____に規定する学校からの「推薦書」により、奨学資金条例施行規則第4条に規定する奨学生選考委員会_____が審議するものとする。	(1) 奨学資金条例第4条第1項第1号及び第2号中の高等専門学校で「第1学年から第3学年」に該当する者並びに<u>入学準備金条例第1条に規定する</u>「対象生徒」 高等学校等予約奨学生募集要項 (2) (略) (家計基準) 第3条 奨学資金条例第3条第4号又は<u>入学準備金条例第1条</u>に規定する「経済的理由により学資の支弁又は入学が困難と認められる者」については、次の各号の区分に応じて、大分県奨学会の基準を参考にして決定する。 (1) 奨学資金条例第4条第1項第1号及び第2号中の高等専門学校で「第1学年から第3学年」に該当する者並びに<u>入学準備金条例第1条に規定する</u>「対象生徒」 高等学校等予約奨学生募集要項 (2) (略) (人物概要) 第4条 奨学資金条例第3条第3号又は<u>入学準備金条例第1条</u>に規定する「人物優秀と認められる者」については、津久見市奨学資金に関する条例施行規則（昭和34年津久見市規則第17号。以下「奨学資金条例施行規則」という。）第3条第1項第2号又は<u>津久見市入学準備金貸付条例施行規則（平成23年津久見市規則第30号。以下「入学準備金条例施行規則」という。）第3条第1項第2号</u>に規定する学校からの「推薦書」により、奨学資金条例施行規則第4条に規定する奨学生選考委員会又は<u>入学準備金条例施行規則第4条に規定する入学準備金貸付対象者選考委員会</u>が審議するものとする。
--	---

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 19 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 7 号により議決を求める。

令和 7 年 4 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

(3) 報 告

①令和7年度 津久見市立堅徳小学校運営協議会委員の任命について

津教学第 0401019 号
令和 7 年 4 月 1 日

堅徳小学校長 様

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮一

令和7年度学校運営協議会委員の任命について

津久見市学校運営協議会規則第8条及び第10条に基づき、下記の者を堅徳小学校学校運営協議会委員として任命する。

記

鳥 越 和 久(民間代表)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
鳥 越 直 光(徳浦区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
菊 池 富司夫(堅浦区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
高 野 剛 (長目区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
小 野 昭 美(民生児童委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
前 嶋 将太郎(PTA 会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
薬師寺 秀 幸(PTA 副会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

② 令和7年度津久見市立青江小学校運営協議会委員の任命について

津教学第 0401020 号
令和7年4月1日

青江小学校長 様

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮一

令和7年度学校運営協議会委員の任命について

津久見市学校運営協議会規則第8条及び第10条に基づき、下記の者を青江小学校学校運営協議会委員として任命する。

記

黒 木 康 秀(民生委員代表)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
河 野 真由美(民生委員代表)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
山 田 勇 治(青江区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
古 谷 修 一(川上区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
一 柳 博 司(川内区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
森 下 雅 夫(PTA 会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
藤 本 綾 陸(PTA 副会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
山 本 愛 (PTA 副会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
大 野 光 代(校長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

③ 令和 7 年度津久見市立津久見小学校運営協議会委員の任命について

津教学第 0401021 号
令和 7 年 4 月 1 日

津久見小学校長 様

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮一

令和 7 年度学校運営協議会委員の任命について

津久見市学校運営協議会規則第 8 条及び第 10 条に基づき、下記の者を津久見小学校
学校運営協議会委員として任命する。

記

岩 尾 泰二郎(岩屋区長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
大 村 久 康(西ノ内区長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
朝 生 剛 次(彦ノ内区長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
中 野 恭 次(主任児童委員)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
小手川 京 子(主任児童委員)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
市野瀬 優 哉(PTA 会長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
遠 藤 龍 也(PTA 副会長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
染 矢 浩 文(PTA 副会長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
土 谷 陽 史(学校長)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

④ 令和7年度津久見市立千怒小学校運営協議会委員の任命について

津教学第 0401022 号
令和7年4月1日

千怒小学校長 様

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮一

令和7年度学校運営協議会委員の任命について

津久見市学校運営協議会規則第8条及び第10条に基づき、下記の者を千怒小学校学校運営協議会委員として任命する。

記

馬 原 錦 (千怒区長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
吉 良 信 幸(民生委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
石 堂 裕 (寺子屋つくり塾長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
中 村 恵 美(主任児童委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
小手川 京 子(主任児童委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
丸 山 雅 裕(PTA 会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
上 野 真 義(PTA 副会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
向 野 雄 太(PTA 副会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

⑤ 令和7年度津久見市立津久見中学校運営協議会委員の任命について

津教学第 0401023 号

令和7年4月1日

津久見中学校長 様

津久見市教育委員会
教育長 後藤 榮一

令和7年度学校運営協議会委員の任命について

津久見市学校運営協議会規則第8条及び第10条に基づき、下記の者を津久見中学校学校運営協議会委員として任命する。

記

田 中 や え(民間代表)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
鳥 越 直 光(堅徳地区)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
神 田 敏 和(警固屋地区)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
岩 尾 泰二郎(岩屋地区)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
馬 原 錦 (千怒小学校)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
下 田 憲 子(民生委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
中 野 恭 次(主任児童委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
小手川 京 子(主任児童委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
江 藤 章 子(家庭児童相談員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
石 堂 裕 (土曜寺子屋)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
高 野 憲太郎(社会教育委員)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
井 上 秀 行(津久見高校教頭)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
中 平 直 子(育友会会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
菅 原 崇 之(育友会副会長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日
大 石 琢 麿(校長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日

⑥3月、4月の行事報告について

3月26日	水	・令和6年度修了式 ・臨時校長会議
3月28日	金	・教職員退職者辞令交付及び感謝状贈呈式
3月31日	月	・退職者辞令交付式 ・松村大分教育事務所長等転任者来所
4月1日	火	・市職員辞令交付式 ・庁議 ・溝口大分教育事務所長等新任者来所
4月2日	水	・令和7年度第1回校長会議
4月3日	木	・津久見高校佐藤校長等管理職来所
4月7日	月	・交通安全街頭キャンペーン ・津久見高校校長並びに津久見中学校校長との協議
4月8日	火	・令和7年度新任式 ・令和7年度前期始業式
4月9日	水	・令和7年度各中学校入学式 ・令和7年度津久見高校入学式
4月10日	木	・令和7年度市内4小学校入学式
4月11日	金	・令和7年度第2回校長会議
4月14日	月	・令和7年度第1回教頭会議
4月15日	火	・臼杵税務署担当者来所 ・令和7年度第1回研究主任会議
4月16日	水	・文化協会会長等来所
4月17日	木	・令和7年度全国学力・学習状況調査
4月18日	金	・津久見市学校教育研究協議会理事会
4月21日	月	・令和7年度第1回教務主任会議
4月22日	火	・令和7年度大分県学力定着状況調査
4月23日	水	・江藤酸素株式会社 センサー式パトライト等寄附贈呈式 ・高校教育課長協議 ・令和7年度第1回大分県市町村教育長会議兼大分県教育情報化推進本部会議
4月24日	木	・庁議 ・第1回校長面談 ・津久見高校DX魅力化推進（庁内）PT
4月25日	金	・教育委員会定例会 ・第1回校長面談

⑦4月、5月の主な行事予定について

4月28日	月	・地域授業改善協議会
4月29日	火	昭和の日
4月30日	水	・津久見櫨の実会総会
5月1日	木	・第3回校長会議 ・津久見市教育研究協議会全体会 ・第1回校長面談
5月3日	土	憲法記念日 ・津久見市文化協会「春の文化祭」
5月4日	日	みどりの日
5月5日	月	子どもの日
5月6日	火	振替休日
5月7日	水	・津久見市教育委員会学校訪問（青江小→津久見中）
5月8日	木	・第2回教頭会議
5月9日	金	・津久見市教育委員会学校訪問（千怒小→津久見小・支援センター）
5月12日	月	・津久見市教育委員会学校訪問（堅徳小→保戸島小・中）
5月13日	火	・小学校修学旅行
5月14日	水	・小学校修学旅行 ・令和7年度第1回津久見高校地域振興協議会
5月15日	木	・青江小学校学校運営協議会
5月16日	金	・津久見高校学校運営協議会
5月17日	土	・津久見中体育祭
5月22日	木	・堅徳小学校学校運営協議会 ・津久見小学校学校運営協議会 ・津久見中学校学校運営協議会
5月23日	金	・大分県市町村教育委員会連合会総会
5月25日	日	・津久見史談会年次総会・講演会 ・津久見櫨の実少年少女合唱団 第43回定期演奏会
5月26日	月	・教育委員会定例会

（4）その他

①次回の委員会開催日程について

②大分県市町村教育委員会連合会総会の参加について（5/23 中津市）

- ・場所 中津市教育福祉センター 多目的ホール
- ・日程 開会 13時00分 閉会 15時30分（予定）

（5）閉 会